

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年11月22日静岡県告示第390号（保安林の指定の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	保安林予定森林の所在場所	掲示場
滝浪音次郎	静岡市葵区小河内字同山352（一部に限る。）	静岡市役所
若狭直幸	静岡市葵区小河内字同山352（一部に限る。）	静岡市役所